

「減損会計及び時価評価の適用に関する緊急検討」に対する
コメントについて

15 . 5 . 9 .
全 国 銀 行 協 会

1 . 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

Q 1 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期（平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から）の延期について

(1) **強制適用開始時期については、実体経済・実務への影響を適切に評価した上で検討すべきと考える。**

(2) その理由は以下のとおり。

- ・ 固定資産の減損会計は、既に企業会計審議会が導入スケジュールを示しているため、これを覆すことは本邦会計基準の国際的な信頼度を損なう危険性があり、慎重を期すべきである。しかしながら、財務諸表の悪化を懸念する企業が一斉に固定資産の整理・処分に走ることにより、需給が一方に偏り、地価の下落要因となりかねないとの指摘には十分説得力がある。最終的に実体経済への影響を考慮し、導入延期を含め政策的にそのタイミングは慎重に検討すべきではないか。
- ・ 当該会計基準は、資産のグルーピング、割引前キャッシュ・フロー等、会計処理上新たな概念が導入されるものであり、「適用指針」のとりまとめに当たってはこれらの点を含め慎重に検討される必要があるが、現在公表されている「検討状況の整理」の状況を見ると、業種による固定資産の使用方法の特異性、経済状況の反映、利益管理方法等実務適用を可能とするに十分な議論・検討が尽くされていないとの認識である。
- ・ また、本件の円滑な適用のためには、財税一致を原則とすべきであり、税務当局サイドでの検討も必要と考えられる。このように、「適用指針」の検討に当たっては今後も十分な時間が必要であり、「適用指針」の公表後も各企業においてシステム対応等の対応を行うための相応な準備期間が必要であると考えられる。

- ・なお、銀行の自己査定では、採用されている会計基準に関わらず、実態的に企業の財務分析を行う実務が既に定着している。このため、仮に減損会計の導入が延期されたとしても実質的に影響を受けることはないと思われる。

2.長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し(選択制)について

Q 2 について

- (1) 「**其他有価証券**」に分類される時価のある有価証券の時価評価（時価をもって貸借対照表価額とする方法（「**金融商品に係る会計基準**」 第三二四参照）と原価評価（取得原価をもって貸借対照表価額とする方法）との**選択制**という措置を必要としない。
- (2) (1)と考える理由は以下のとおり。
 - ・本件は、既に導入されている会計処理であり、会計の継続性の原則、また我が国の会計基準に対する信頼性の観点からも変更は望ましくないと考えられ、また「**選択制**」にすると各企業により会計処理が異なることとなり、投資家等の混乱を招くという問題があること。
 - ・**選択制**を導入した場合、海外からの日本の会計に対する見方が厳しくなり、経済への影響も危惧される。そのうえ、個々の企業においても外部から評価は実質価値を見られるため、導入しても大きな効果がないと思われること。

Q 3 について

- (1) 「**其他有価証券**」に分類される時価のある有価証券の**強制評価減**の処理（**減損処理**）と**強制評価減**をしない処理との**選択制**という措置を必要としない。
- (2) (1)と考える理由は以下のとおり。
 - ・有価証券の**強制評価減**は緒についたばかりであるが、ボーダーレス化が極度に進展した資本市場経済の下では、一旦導入した重要なルール**の朝令暮改**は日本の資本市場の収縮を招く危険性があり、得策とは考えられない。
 - ・また、財務諸表の利用者側では、採用されている会計処理に関わ

らず実質純資産で企業の財政状態を評価する手法が定着しているため、何れにしても企業は含み損益を開示せざるを得ないと思われる。アナリストや銀行の審査などでは時価会計や強制評価減を適用していない会社に対しては、却って評価が厳しくなることも考えられる。

なお、現行の減損処理ルール（金融商品会計基準）については、「『時価の回復可能性の判定』は企業が合理的に時価の回復可能性を拳証することになっているが、企業が『この銘柄の市場価格は過少評価されており、株価は必ず回復する』ことを証明することは事実上困難であることが通常である。その結果として、期末に50%以上下落していれば、形式的に減損処理が行われることになる。

こうした会計実務が適切なものかどうか、金融商品会計に関する実務指針（第91項）の解釈について検討してはどうか。」との意見があった。

- (3) 「**「その他有価証券」に分類される時価のある有価証券以外のもの（「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」及び時価のない「その他有価証券」）についても、強制評価減の処理（減損処理）と強制評価減をしない処理との選択制という措置を必要としない。**
- (4) (3)と考える理由は上記(2)と同じ。

なお、「子会社株式及び関連会社株式」を減損した場合の無税化要件の緩和が検討されるべきではないかとの意見があった。

以 上